

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	漁港課	検索番号	1-3
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	43-1、43-4		
許認可等	実施計画の認定又は変更の認定				
(根拠規定)					
漁港管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。					
第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた実施計画の変更をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
令和6年3月21日伺定め「漁港施設等活用制度に係る審査基準について」					
○「漁港漁場法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」(令和6年1月31日付け5水港第2371号・水産庁長官通知・技術的助言)の(別添)「I漁港施設等活用事業制度について」の1のとおりとする。					
1. 漁港施設等活用事業について(新法第4条の2)					
(3) 実施計画の認定手続					
① 実施計画の認定要件(新法第43条)					
実施計画の認定の申請があつた場合において、以下のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとされた。					
1 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること(新法第43条第1号)					
2 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること(同条第2号)					
3 当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること(同条第3号)					
4 当該実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること(同条第4号)					
なお、3については、漁港の保全に著しく支障を及ぼす行為の例として以下の行為がある。					
○漁港利用者の行う業務又は周辺住民の生活に看過できない支障を及ぼす行為					
具体的には、					
・漁港施設等活用事業の実施に伴い訪れる者の動線が漁港利用者の行う業務の動線と重なりかつ調整がなされないこと					
・生活に支障を及ぼす程の騒音を発生させること					
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年法律第41号)に規定する低潮線保全区域(以下「低潮線保全区域」という。)内において低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為					
具体的には、					

(追加)

・低潮線保全区域内において低潮線とその周辺の海底の形質に影響を及ぼすおそれのある、海底の掘削又は切土、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築等を行うこと漁港は、区域内の各種の施設が相互に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分配慮がなされており、次の各号の一に該当するものであること。

- ① 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合
- ② ①以外の施設の処分のうち、本来の用途又は目的を妨げない限度においてする場合

(その他)